



島根県報

平成22年10月26日（火）

第2,234号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産 業 振 興 課) 2

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県特例子会社等設立支援事業助成金の
交付の対象等を定める告示 (雇 用 政 策 課) 3

土地収用法の規定による事業の認定 (用 地 対 策 課) 4

【正 誤】

平成22年10月15日付け島根県報第2,231号中 (森 林 整 備 課) 6

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第69号）

1 規則の概要

設備機器使用料及び依頼試験手数料について改正することとした。（別表第1・別表第2関係）

2 施行期日

平成22年11月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第69号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中 「

真空ライン（ガラス製）	1時間につき	220円
-------------	--------	------

 を

「

真空ライン（ガラス製）	1時間につき	220円
特殊メッキ処理装置	1時間につき	550円

 に、

「

低抵抗計	1時間につき	50円
------	--------	-----

 を

「

低抵抗計	1時間につき	50円
超微小硬度計	1時間につき	390円
3次元CAM（FF/cam）システム	1時間につき	440円
3次元CAD（SolidWorks）システム	1時間につき	60円
平面研削盤	1時間につき	500円

 に改める。

別表第1の2の表中 「

蛍光顕微鏡画像解析システム	1時間につき	300円
---------------	--------	------

 を

「

蛍光顕微鏡画像解析システム	1時間につき	300円
フーリエ変換赤外分光光度計	1時間につき	670円
ヘッドスペースガスクロマトグラフ	1時間につき	870円

 に改める。

別表第2の4の項中

	5 色の測定	5 試料までごとに	4,580円	を
--	--------	-----------	--------	---

	5 色の測定	5 試料までごとに	4,580円	に改める。
	6 分光反射率の測定	1 試料につき	1,000円	
	7 日射反射率の計算	1 試料につき	1,110円	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第3条の規定により島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料及び改正前の規則第8条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第628号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県特例子会社等設立支援事業助成金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

平成22年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 補助金等の名称

島根県特例子会社等設立支援事業助成金

- 2 交付の目的

県内に特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所（以下「特例子会社等」という。）を設立した者に対し、その設立に係る経費の一部を助成することにより、特例子会社等を設立することを促進し、もって障害者の安定的な雇用の確保及び一般就労機会の拡大を図ることを目的とする。

- 3 交付の対象となる事業等

- (1) 交付の対象となる者

次の各号のいずれかに該当する者に支給するものとする。

ア 県内において特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた子会社をいう。）を設立した者

イ 県内において重度障害者多数雇用事業所（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第22条第1項第1号イ及びロに該当する事業所をいう。）の設置を完了し操業を開始した者

- (2) 交付の対象となる経費区分及び内訳

交付の対象となる経費は、次の表に掲げる特例子会社等の設立等に係る事務経費であって、実際に要したものである。

経費区分	内 訳
------	-----

設立プラン策定に要する経費	業務内容、労務管理等について外部専門家に意見を求めた場合の費用（謝金、手数料、負担金及び費用弁償） 設立に際し、必要な社員研修に係る費用（謝金、手数料、負担金及び旅費） コンサルティング費
先進企業の視察に要する経費	先進企業の見学に伴う受入企業に対する謝金、手数料及び負担金 調査旅費
株式会社設立に要する経費	定款の認証印紙代 定款認証手数料 定款の謄本交付手数料 資本払込事務取扱手数料 資本払込金保管証明書手数料 登録免許税（既存の事業所を特例子会社等にする場合の認定に係る経費を含む。） 全部事項証明書（謄本）手数料 個人の印鑑証明書手数料 会社印鑑証明書手数料
官公署への手続等に係る行政書士等に対する報酬（既存の事業所を特例子会社等にする場合の認定に係る経費を含む。）	株式会社設立に係るもの 社会保険適用申請に係るもの 労働保険適用申請に係るもの 労働保険成立届に係るもの 就業規則その他の規則の作成に係るもの
障害者である従業員の採用に係る経費	採用面接及び説明会の会場使用料 採用面接及び説明会に係る社員旅費 採用面接及び説明会に係るパンフレット作成代金
設立に伴う準備室等に係る経費	設立準備室等賃借料 不動産あっせん料 事務用品リース料 車リース料 駐車場料金 設立準備に係る社員旅費
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

(3) 補助金等の額

助成金の額は、対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、5,000,000円を上限とする。

島根県告示第629号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

平成22年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

出雲市

2 事業の種類

塩冶コミュニティセンター駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市塩冶町字六反地内

(2) 使用の部分

島根県出雲市塩冶町字六反地内

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請事業は、島根県出雲市塩冶町字六反地内における塩冶コミュニティセンター駐車場整備事業（以下「本事業」という。）である。申請に係る起業地は上記のとおりで、本事業が整備する駐車場は社会教育法（昭和24年法律第207号）に定める公民館に係る施設であり土地収用法（以下「法」という。）第3条第22号に掲げる施設に該当する。

よって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本事業の起業者である出雲市は、一般財源による財源措置を講じており、本事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

よって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

出雲市の中心部に位置する塩冶地区（以下「本地区」という。）は、歴史遺産も多く、自然環境にも恵まれた地区で出雲市の歴史及び文化の中心として古くから発展を続けてきた地区である。

本事業に係る塩冶コミュニティセンター（以下「本センター」という。）は、歴史学習や環境活動、本地区自治協会総会等の様々なイベントが多く開催される本地区における文化活動の拠点である。利用者数は、年々増加を続け、平成21年度には年間39,000人を超えるに至っている。

しかし、駐車台数が23台分しか無く、特に自治協会総会等の多くの利用者が自動車で来館するようなときは、敷地内に駐車ができずに別の場所に駐車を余儀なくされる車が多く生じる等の問題が存在し、また、周辺道路は幅員が狭いため、混雑時には本センターへ出入りする車によって周辺の交通に支障が生じる等の問題がある。

本事業は、係る問題に対処するため、本センターに隣接する起業地に駐車場を整備し、本センターの駐車台数を合計77台まで増加させるものである。本事業の施行によって、駐車場不足の解消及び周辺交通に係る問題の解消又は緩和が図られ、本センター利用による一層の文化活動の促進につながる事が期待されるものである。

よって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

一方、本事業の施行により失われる利益については、起業者によれば、起業地内に特別に保全すべき動植物は見られず、文化財については、建物建築を行わない駐車場のみの整備であるため、埋蔵文化財調査実施の必要はない旨を出雲市文化財担当課に確認しているところである。

よって、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

必要台数については、最も利用者の多い自治協会総会の参加者数から起業者が算出したものであり、合理性があるものと認められる。また、必要面積についても駐車区画の面積など道路構造令に基づき計画されており、合理性が認められる。以上から起業地の範囲は、事業目的に照らして必要最小限のものであると認められる。

起業地の選定については、複数の候補地の中から社会的、技術的及び経済的条件を比較検討した結果、条件を最

もよく満たすものとして本事業地を選定しているものと認められる。

よって、事業計画については、合理的なものであると認められる。

以上のとおり、アで述べた本事業の施行により得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較考量すると前者が後者に優越すると認められる。またウで述べたとおり、事業計画についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 早期施行の必要性

(3)で述べたとおり、本センターにおける駐車場不足の問題については、できるだけ早期に対策を講ずる必要性があるものと考えられ、また、地元からも起業者に対して、早期の駐車場整備を求める要望が出されており、本事業を早期に実施する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

さらに、収用の範囲は恒久的に利用する起業地の範囲内にあり、それ以外の範囲は使用とされていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本事業は、法第20条各号の要件をすべて充足するものと判断される。

よって、本事業について、法第20条により事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所（総合政策部自治振興課）

正

誤

平成22年10月15日付け島根県報第2,231号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
5	下から17	江津市桜江町川越957-2	江津市桜江町川越957-2（次の図に示すとおり。）
5	下から13	河川管理施設用地とするため	河川管理施設用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）